

学校いじめ防止基本方針（令和元年9月改定）

新居浜市立川東中学校

はじめに

いじめは、児童生徒の心身の成長に大きな影響を及ぼし、かけがえのない命さえも失いかねない極めて重大な問題であり、決して許されない行為である。いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、子どもを取り囲む大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持つことが重要である。平成25年6月に成立した「いじめ防止対策推進法」（平成29年3月改定）を受け、新居浜市いじめ防止基本方針に基づき「新居浜市立川東中学校の学校いじめ防止基本方針」を次のように定める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童生徒は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの理解

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが必要である。いじめには様々な特質があるが、以下の①～⑩は、教職員がもつべきいじめ問題についての基本的な認識である。

- ① いじめは、どの児童生徒にも、どの学校にも起こり得るものである。
- ② いじめは、人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③ いじめを傍観することは、いじめ行為と同様に許されないことである。
- ④ いじめは、児童生徒からの自発的な訴えが寄せられにくく、事実の発見が難しい問題である。
- ⑤ いじめは、安易な気持ちや間違った認識から発生することもある。
- ⑥ いじめは、その行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。
- ⑧ いじめは、教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑨ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- ⑩ いじめは、学校、家庭、地域社会など全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等のための対策の内容に関する事項（未然防止のための取組等）

- (1) 学級の経営を充実させる。
- (2) 人権・同和教育の充実を行う。
- (3) 道徳教育の充実を行う。
- (4) 体験活動の充実を行う。
- (5) 生徒の主体的な活動の支援をする。
- (6) 分かる授業づくり（授業改善・指導方法の工夫改善）を行う。
- (7) 特別活動の充実（コミュニケーション能力の育成）を図る。
- (8) 相談体制の整備（教育相談の充実・スクールカウンセラー、相談員等の活用）を図る。
- (9) インターネット等を通じて行われるいじめに対する対策を行う。
- (10) 発達障害等への共通理解・支援体制の充実を図る。
- (11) 校内研修を充実させる。
- (12) 保護者への啓発を行う。
- (13) 学校相互間の連携協力体制の整備。

3 いじめの早期発見（いじめを見逃さない・見過ごさないための手だて等）

(1) いじめの態様

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句
- ・ 仲間はずし、集団による無視
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる

- (2) 指導体制を確立する。
- (3) 早期発見のための研修を行う。
- (4) アンケート等調査の工夫をする。
- (5) 相談活動を充実させる。
- (6) 保護者との連携を図り、情報を共有する。
- (7) 地域及び関係機関と連携する。
- (8) インターネット等を通じて行われるいじめへの対策を行う。

4 いじめに対する措置（早期対応、認知したいじめに対する対処等）

- (1) 事実確認・情報共有を速やかに行う。
- (2) 「生徒指導委員会」での対応。（指導体制、方針の決定）
- (3) 被害生徒・保護者に対する説明、支援。
- (4) 加害生徒への指導及び保護者への支援。
- (5) 教育委員会への報告・連絡・相談を行う。
- (6) 安全措置（緊急避難等が必要な場合）を行う。

5 いじめの防止等の対策のための組織の設置

いじめ防止対策推進法第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

- (1) 名称：『生徒指導委員会』
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、児童生徒支援加配教員
（場合によっては、保健室支援員、スクールカウンセラーを含む）
- (3) 活動内容
 - ア 未然防止に向けた取組
 - イ 早期発見・早期対応の取組
 - ウ 指導体制の確立
 - エ 対応の方針決定
 - オ 年間取組計画の策定と見直し
 - カ 取組評価アンケートの実施・考察

6 重大事態への対処

(1) 重大事態とは（いじめ防止対策推進法28条）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同様の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問表の使用その他の適切な方法により当該重大事態にかかる事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 重大事態と考えられる事象が起きた場合は、調査組織「川東中学校いじめ問題調査委員会」を開き調査する。

構成員：「生徒指導委員会」の構成員に、校区公民館長、校区主任児童委員、PTA会長、校区警察関係者、スクールソーシャルワーカー及び教育委員会担当者を加える。

7 資料

- (1) いじめ防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定）
- (2) いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）
- (3) いじめに関する法律・通知等について（文部科学省HPよりリンク）
- (4) 「生徒指導リーフ」（国立教育政策研究所HPよりリンク）
- (5) 「いじめ防止対策推進法 重大事態の解説」（文部科学省HP）
- (6) 新居浜市いじめ防止基本方針（平成30年4月19日改定）

8 学校評価

教職員による自己評価を各学期末に、また、生徒・保護者によるアンケート調査を学年度末に実施する。学校がいじめ防止に対する取組についての項目を設け、評価を行うとともに、その結果を公表し次年度の取組に生かす。

学校評価委員会（学校運営協議会）をもち、学校関係者評価を行う。

いじめにあっている子どもに見られるサイン

「子どもの様子がおかしい」と感じたら、慎重に確認してください。

<言動、態度、情緒>

- 家族に理由を明かさないうまま、急に友達が変わる。
- 感情の起伏が激しく、動物や兄弟姉妹が嫌がる言動をとる。
- 家族に口答えするなど乱暴な口をきく。
- 表情が暗くなり、おどおどしてくる。
- 家族との会話を避けるようになり、部屋に閉じこもるようになる。
- 口数が少なくなり、学校や友達の話をしなくなる。
- がいじめられている友人の話をするようになる。
- 自分の欠点だと感じていることを、話題にする。
- 特定の友人に対する強い憎しみを表現することがある。
- 家族の前では携帯電話やスマートフォンに出なくなる。隠れてコソコソ電話やインターネット等を使用する。
- 携帯電話を急に使わなくなる。
- 電話のベルに怯える様子が見られる。
- 無言等の不審な電話や、発信者の分からないメールがたびたび届く。
- 学校を休みたがる。遅刻や早退が増える。
- 友人に呼び出されるなど、振り回されているように感じる。
- 用事もないのに、朝早く、夜遅く家を出ることがある。
- 最近急に勉強しなくなり、無気力な感じがする。学習成績も下がりだしている。
- 「転校したい」「学校をやめたい」「生まれ変わりたい」と言うことがある。

<服装、身体>

- 衣服に汚れや破れが見られる。靴跡が残っている。
- 手足や顔等に傷やアザがある。鼻血の出たあとが認められる。
- 朝、腹痛や頭痛など、身体の具合が悪いと訴える。
- 朝、起きてこようとしない。トイレからなかなか出てこない。
- 急に髪の色や髪型が変わった。
- 眠れないと言う、睡眠不足のように見える。
- 食欲が以前に比べ無くなったと感じる。体重の減少が伺える。

<持ち物、金品>

- 教科書やノートに落書きや破られた跡がある。
- 学用品などの所持品が無くなったり壊れたりする。
- 金遣いが荒くなる。使い道が不明瞭なお金や品物を要求する。
- 家族のお金や品物が無くなる。
- 自分の貯金をこっそり使っている。
- 自分が大切にしていた物や集めていた物を友達にあげる。

<その他>

- 親が留守の時に、友達がよく来るようになる。
- 今まで見かけなかった友人が訪ねてくる。
- 誹謗中傷する嫌がらせの手紙やメモが見つかる。